



農振除外の申請を 受け付けます

産業観光課

◆問い合わせ先
平成21年9月1日(火)～25日(金)
(内線294・295)
産業観光課 農地班

家電リサイクル対象器 機が追加になりました

町民生活課

◆問い合わせ先
平成21年9月1日(火)～25日(金)

産業観光課 農地班

町では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域内に「農用地区域」を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築など）にあてた場合、事前に「農振除外（農用地区域からの除外）」の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、3月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで最短でも約6か月間を要します。

◆受付期間

◆問い合わせ先
平成21年9月1日(火)～25日(金)
(内線294・295)
産業観光課 農地班

家電リサイクル法が、今年4月1日に改正され、これまでの家電4品目（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機）他に新たに液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が加わりました。

家電リサイクル対象機器は、家電メーカーにより回収されリサイクルされます。このため、小売店で新商品の購入等をする際には、古い対象機器を引き取つてもらう場合、再商品化料金（リサイクル

使用済みブラウン管 テレビの不法投棄は しないよう協力を しないよう協力を

町民生活課

◎対象機器がなぜ追加になったのか?
液晶テレビ・プラズマテレビは、今後急速に普及が見込まれ、将来的な排出台数の増加が予想されるため、衣類乾燥機は、洗濯乾燥機の普及により、今後衣類乾燥機の排出増加が見込まれるため。

適正なりサイクルと不法投棄の防止にご協力をお願いします。

料金）等を小売店に支払うことになります。料金等については、小売店に確認のうえ引き取りをお願いします。自分で廃棄したい古い対象機器は、粗大ごみ処理業者にリサイクル料金等を確認のうえ処理してください。

※不法投棄は廃棄物処理法により、5年以下の懲役または1千万円（法人は1億円）の罰金に処せられます。

◆問い合わせ先
町民生活課 くらしの窓口班
(内線151)

公開授業のご案内

青森県立鶴田高等学校

本校では、地域の方々に授業や生徒の様子を知っていただくために、次のとおり公開授業を行います。お気軽にご参観ください。

◆日時
9月8日(火) 午後1時30分～3時20分

(1) 受付

午後1時30分～3時20分

(2) 授業公開①(5校時)

午後1時30分～2時20分

(3) 授業公開②(6校時)

午後2時30分～3時20分

◆対象 保護者 地域住民

◆申し込み
事前の申し込みは不要です。

◆問い合わせ先
青森県立鶴田高等学校 教務部
TEL (22) 3251

国有林からのお願い

行楽シーズンを迎え、国有林を訪れる方多くなってきました。国有林内での安全に楽しい時間を過ごしていただくために、以下についてご協力願います。

①動物の保護にご協力ください。②樹木を損傷したり、林産物を窃取した場合は、法により罰せられます。③保安林内では、樹木の損傷、下草の採取等が禁止されています。④歩道、広場等の区域外への立ち入りはお控えください。⑤立ち入り制限の表示がある区域には、絶対に立ち入らないでください。⑥休憩などで立ち止まる場合は、落下する枝がないか、落石の危険がないかなど、安全な場所であること十分にご確認ください。⑦登山は、自己責任が原則です。天候や登山情報を確認し十分な装備で、登山計画を家庭、登山地域の都道府県警察本部地域課・警察署等に提出の上、入山してください。⑧悪天候のときは、入林をお控えください。⑨ごみの持ち帰りにご協力ください。⑩タバコなどの火の始末にご協力ください。

◆問い合わせ先 林野庁東北森林管理局津軽森林管理署金木支署 TEL0173 (53) 3115

今月の納税

町・県民税

第2期

納期限 8月31日(月)

★納期限を守りましょう

